

令和4年度の権利擁護事業の取組について

権利擁護事業とは、高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、専門的・継続的な視点から高齢者等の生活を支援することを目的としている。

権利擁護支援については、①成年後見制度、②高齢者虐待、③消費者被害の3つで構成されており、それぞれの対応を市と地域包括支援センターで連携し支援や対応を行う。

1 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でない人(以下:本人)が、成年後見人等を選任することで、財産管理や権利の保護などを行うための制度である。(別紙:成年後見制度のご案内参照)

制度を利用することで、本人に適した契約の締結や解約、預貯金管理や施設入所・入院の契約を行うことが可能となる。また、自身の保有している資産等の継続管理も可能となる制度である。

ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯など、周囲の支援を必要とする人が増加する社会背景の中で、財産管理や日常生活において支障がある市民への権利擁護支援の必要性は、今後も高まり続けている。そのため、地域社会全体で困りごとを抱える人を支えるための取組が重要となる。

○守谷市成年後見制度中核機関の機能

中核機関を中心に、制度の利用促進の核となり、関係機関と連携、ネットワーク構築を図り、制度が必要な方に向けた支援を実施していく。中核機関と地域包括支援センターが連携することで、関係機関への制度の利用促進効果や、制度利用が必要な方の早期発見を図る。

○制度周知活動

啓発パンフレット(別紙:成年後見制度のご案内参照)を、配置し啓発を行う。配置場所としては、市役所、公民館、地域包括支援センター、介護保険施設、障がい者施設、新たに金融機関と病院を加えて配置する。また、制度の啓発記事を広報もりや、市ホームページへ掲載や、出前講座を実施し市民へ啓発を行う。

○相談機能強化

権利擁護関係機関連絡会（※1）（以下：連絡会）を定期開催し、制度についての学習や事例検討を行い、理解度を深め相談機能の強化を図る。

（※1）「市内権利擁護関係機関連絡会」

参加機関は、守谷市社会福祉協議会・地域包括支援センター・守谷市障がい者相談支援センター、令和4年度からは、新たに消費者被害の視点から消費生活センターの参加を予定している。

○ネットワーク構築（チーム支援）

本人の権利擁護を行うために、関係者を集めチームを形成し、チーム支援を実施する。判断能力の低下している本人について、意思決定支援や、制度の申立て支援（市長申立てを含む。）、申立て費用の助成や、他制度（日常生活自立支援事業）へつなげ、本人の権利擁護を図る。

チーム員は、本人の状況によって中核機関が招集し、親族やケアマネジャー、地域包括支援センター職員を始め、必要に合わせては民生委員や主治医、警察等関係者で形成し、本人支援を行う。

○後見人支援

本人に着任した後見人等に対して、本人と後見人等との信頼関係の構築支援をはじめ、福祉サービスや公的サービスの助言や提案を行う。また、本人が低所得者であるために、後見等報酬が得られない後見人等については、本人に代わり市が後見報酬助成を実施する。

○地域包括支援センターとしての支援

北部地域包括支援センター

～本人の意思決定支援～

現在、制度を利用した本人への支援を行っている。本人が在宅での生活を希望している反面、安全配慮を考え施設方向へ進めるべきか対応に苦慮している。本人、後見人（社会福祉士）を中心に置き、中核機関と連携を取りながらチーム支援を行い、意思決定支援を行っている。

南部地域包括支援センター

～知的障がいがある方の家族（親）への支援～

高齢化に伴い、「8050 問題」から「9060 問題」という家族形態が増加している。その中で、知的障がいがある子への制度相談、申立て支援に苦慮している。障がいがある子が 60 代で、申立想定者が 90 代というケースが現に存在し、支援を行っている。そのため、中核機関と連携し、スムーズな申立て支援とともに、必要に合わせて「市長申立て」を視野に入れながら連携を図っている。

2 高齢者虐待について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」を根拠に、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者への適切な支援や措置、養護者（※2）の負担軽減支援を行うことで、高齢者の権利擁護を行うことが目的である。また、高齢者虐待を以下の5類型としている。

①身体的虐待

（例：暴力行為、身体拘束、無理やり食事を食べさせる等）

②介護・世話の放棄・放任＝ネグレクト

（例：食事や水分を与えない、劣悪な環境で放置、医療等を受けさせない等）

③心理的虐待

（例：怒鳴る、悪口を言う、無視する、子ども扱いする等）

④性的虐待

（例：同意していない高齢者へわいせつな行為をする、させる。介助の際に裸のまま放置する等）

⑤経済的虐待

（例：高齢者の預貯金等を本人の承諾なく使う。日常生活に必要な金銭を理由なく渡さない、使わせない等）

（※2）養護者とは、現に高齢者を養護する人を指す。

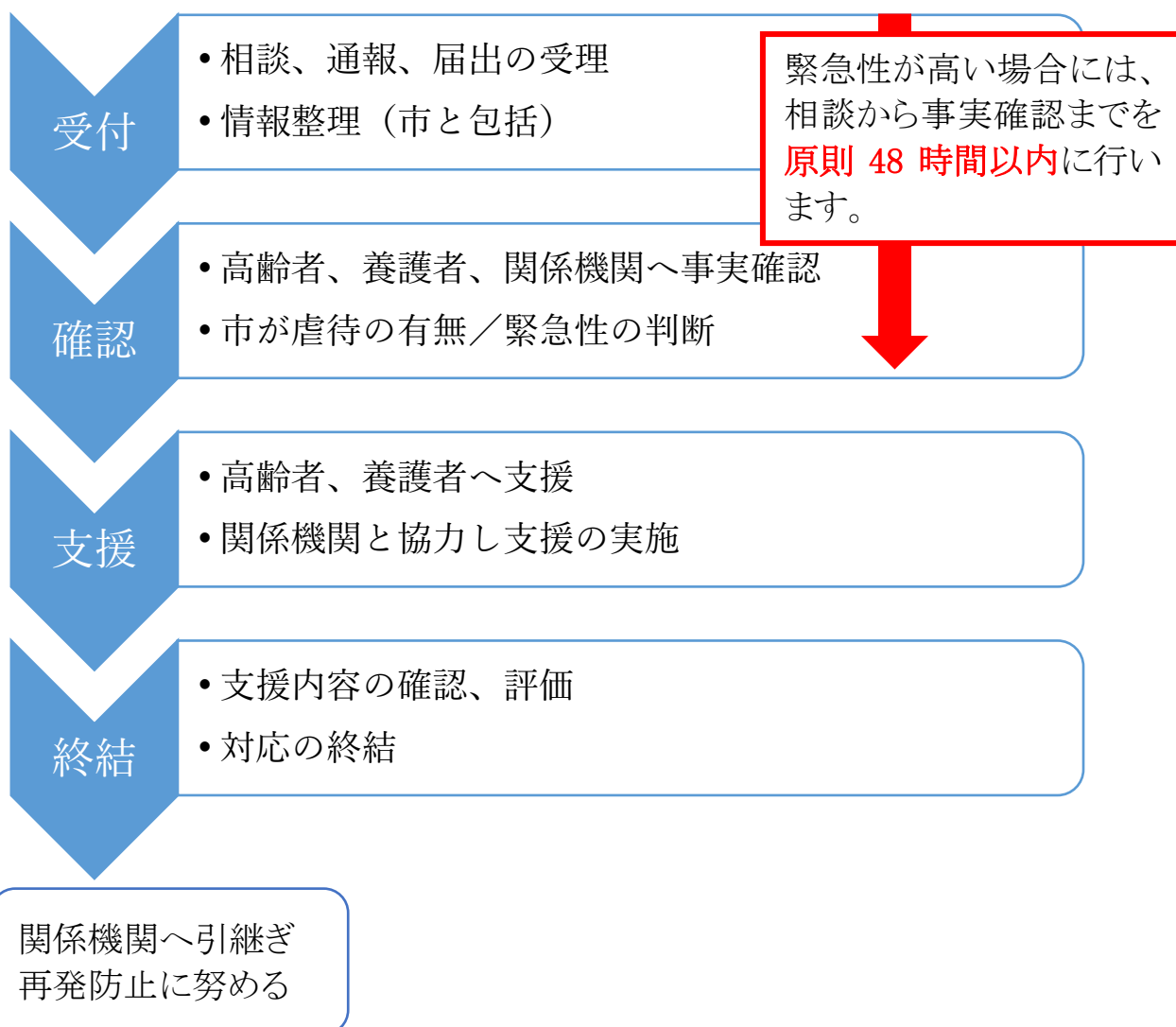
高齢者虐待対応における取組

○早期発見のための研修会の開催

守谷市南部地域包括支援センターの主催による市内専門職向け研修会の開催。

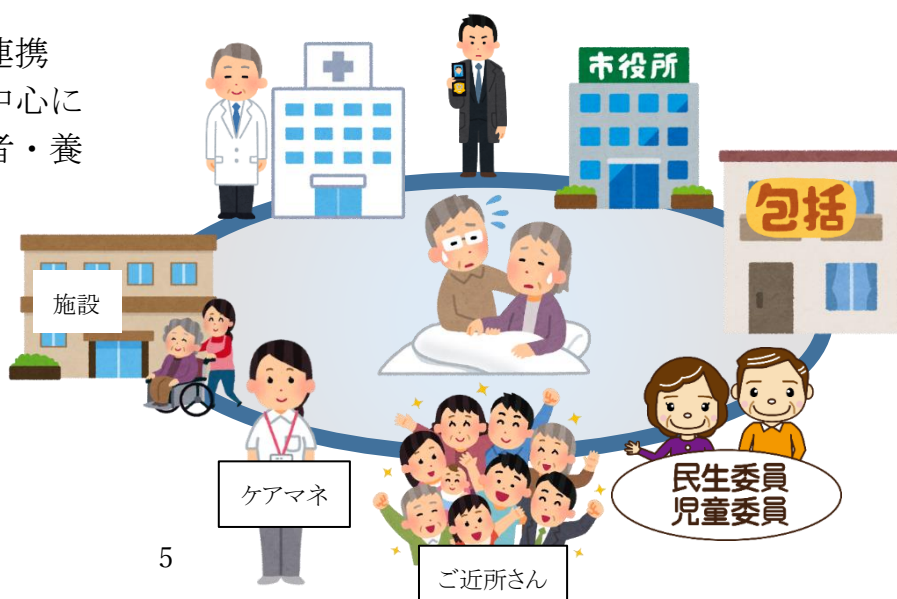
市内の介護保険施設職員を集め、「高齢者権利擁護研修会」を開催し、高齢者虐待対応の重要性を再認識することで、円滑な連絡体制を構築し、早期発見・通報を目的とする。

○高齢者虐待対応（市と地域包括支援センターとの連携）



○高齢者虐待対応の地域連携

右図の様に、高齢者を中心に関係機関で連携し、高齢者・養護者の支援を行う。



3 消費者被害

消費者被害とは、消費者庁が消費者の生命・身体・財産に関する被害と定義している。令和2年度の消費者庁の発表では、消費者被害の約3割が高齢者における被害と発表しており、消費者被害における対応も高齢者権利擁護の一つである。

○消費者被害からの高齢者支援

高齢者権利擁護支援の視点から、守谷市消費生活センターとの連携を行い、消費者被害に遭っている高齢者の権利擁護を行う。高齢者の中には、認知症等を起因とした判断能力の低下から、不要な契約締結を行い消費者被害からの権利侵害を受ける状態がある。そのため、権利擁護関係機関連絡会に守谷市消費生活センターの職員が参加し、連携を図り、高齢者の権利擁護に努める。

～高齢者権利擁護のイメージ～

